

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基 本 目 標	基 本 課 題	施 策 の 方 向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
男女が平等な社会をめざす意識づくり	固定化した意識の流動化	I－1－（1） 男女共同参画社会に向けての啓発や調査・研究・広報の充実	★「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン2019～」を周知し、男女共同参画社会についての認識を深め、社会的につくられた男女の性差（ジェンダー）に気づく視点を定着させ解決に向かうための手法について広報・啓発を進めます。 ★男女共同参画社会の実現に向けて、自主的・主体的に活動しようとする人たちや広範な各種団体とのネットワーク化を図り、情報交換や男女共同参画について考えるための機会を設けます。 ★あらゆる機会を通じて、男女の社会的立場や状況・情報等の収集のための調査・研究に努めるとともに、資料の公開・共有化を図ります。	・「広報ひの」やホームページ等により、男女共同参画に関する周知、啓発を行います。 ・ホームページや出前講座、男女共同参画社会づくりを促進するための活動を行う団体への補助金（日野町パートナープラン活動事業補助金）をより多くの住民が活用しやすいよう見直しを行い、男女共同参画に対する意識の啓発を行います。 ・男女共同参画に関する啓発コンクール等の実施により、意識の啓発に取り組みます。 ・幅広い情報を提供できるよう、県、近隣市町および県立男女共同参画センター等と連携し、情報収集や啓発に努めます。 ・各地区公民館でセミナーを開催し、地域の女性の交流促進を図ります。 ・地域で女性が活躍できる地域づくりのため、町内の女性団体に対し活動補助金を交付します。	企画振興課 生涯学習課
	男女平等を推進する教育と生涯学習の充実	I－2－（1） 家庭教育における男女平等の推進	★子どもは、家庭における養育者の生活習慣、言葉かけや行動などに強く影響を受けながら育っていきます。男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、養育者などを対象とした家庭教育学習会や親になる前の男女を対象とした講座など家庭教育についての学習機会を更に充実させます。 ★「子育て広場」の実施、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の提供、父親（男性）の積極的な家庭参加への支援・推進、保護者を対象とした家庭教育に関する学級・講座の開設等、学習機会・相談・情報提供の充実に努めます。	・家庭教育の充実を図るため、「親育ち講座」や「マイナス1歳からの子育てを楽しもう！」の開催、PTA等が開催する学習会の開催を支援します。 ・性別による役割分担の意識を解消するため、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図れるよう、工夫して講座を開催します。 ・学習機会の充実を図るため、「親育ち講座」や「マイナス1歳からの子育て講座」の開催、PTA等が開催する学習会の開催を支援します。 ・性別による役割分担の意識を解消するため、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図れるよう、工夫して講座を開催します。 ・子育てガイドマップを母子手帳交付時に配布し、有効活用できるよう子育てに関する情報提供を図り、父母が子育てについて考え合えるきっかけになるように支援します。 ・乳幼児をもつ在宅家庭の親子が集える機会として、女性活躍支援施設つどいのひろば「ぼけっと」の事業を通常は平日開催となりますが、毎月第2日曜にも開催し、男女問わず多くの保護者への参加を呼び掛けていきます。 ・ちびっこまつり、フードドライブ+αなどの親子で参加できるイベントを日曜日開催します。	生涯学習課 子ども支援課
		I－2－（2） 学校教育における男女平等の推進	★学校教育全体を通じて、ジェンダー平等を推進し、人権の尊重・互いの性を理解し合える男女平等の意識を高める教育を推進します。 ★幼児期から成人期まで一貫した男女平等教育が推進されるよう相互の連携を深めます。 ★性別役割分担意識にとらわれない進路指導と職業観の育成に努めます。 ★教職員の男女共同参画についての認識を高める取り組みに努めます。	・互いの違いを認め合う教育を推進し、誰もが尊重される社会を作ろうとする学習に取り組みます。 ・性別により、職業や役割を固定しないキャリア教育の充実を図ります。 ・男女共同参画や人権教育、互いの違いを認め合える教育の視点を持ち、教職員研修を実施します。	学校教育課
		I－2－（3） 社会教育における男女平等の推進	★人権尊重・男女平等・相互理解・協力の意識を育み、地域づくりへの男女の共同参画を進めるため、各種団体・各関係機関との連携を図り、出前講座や地区の人権学習会、公民館のセミナー等を通じて、企業・地域・団体における学習機会を提供します。 ★あらゆる機会を通じて男女平等を推進するための学習ができるよう生涯学習体制の整備を図ります。 ★男女平等推進のための学習活動の自主的な企画・運営に対する支援とリーダーの養成に努めるとともに、そのネットワーク化を促進します。	・出前講座や企業訪問等を通じて、人権尊重・男女平等・相互理解・協力の意識を醸成するための学習機会の提供や働きかけを行います。 ・男女共同参画社会づくりを促進するために自主的に取り組む団体に対し支援を行います。 ・各地区公民館において、女性対象事業を開催し、地域の女性の交流促進を図ります。 ・人権学習講座、人権委員研修会を開催し、学習機会を提供します。 ・地域で女性が活躍できる地域づくりのため、町内の女性団体に対し活動補助金を交付します。	企画振興課 生涯学習課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
	いのちを尊び・互いの性の価値を認める	I－3－（1） 学校教育における性教育の充実	★生命の大切さ、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を持ち、自己の性と健康管理が自分で出来るように、性に関する健全な意識の醸成を図ります。	・「特別の教科道徳」や特別活動において、生命の大切さや人間尊重等を学び、性に関する健全な意識がもてるよう性教育に取り組みます。 ・性に関する子どもの成長段階は個人により様々であり、デリケートな内容もあるため、きめ細かな個別対応を実施します。	学校教育課
		I－3－（2） 性に関する学習機会の充実	★思春期の男女や乳幼児を持つ保護者などに対し、生命の尊厳や性に関する学習機会の充実を図ります。	・妊婦とその家族を対象に実施している「子育て体験教室」を通じて、女性の心身の変化や互いの理解の大切さについて、夫婦で考えてもらえるよう啓発します。	福祉保健課
		I－3－（3） メディアにおける人権尊重の推進	★公的な刊行物、各種SNS等については、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、人権を尊重した公正・公平な表現の徹底に努めるとともに、そのような認識の啓発を図ります。 ★メディアにおける「人権を尊重した表現づくり」が推進されるよう働きかけます。 ★児童の権利の保護、青少年の健全な育成の観点が重視されるように配慮します。	・「広報ひの」やホームページ等について、人権を尊重した公正・公平な表現となっているか複数人で確認を行います。 ・青少年育成町民会議と連携し、青少年の健全な育成に向けた取り組みを進めます。	企画振興課 生涯学習課
		I－3－（4） 青少年の人権尊重のための啓発活動の推進	★警察・少年センターや地域ぐるみによる防犯パトロールを推進するとともに、青少年育成町民会議やP T A・学校・民生委員児童委員・保護司等の連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成の推進に努めます。	・警察、自治会、交通安全団体、各地区自主防犯団体、学校、PTA等と連携を図り、交通事故や犯罪被害のない安心安全なまちづくりの推進に取り組みます。 ・初発型非行防止のため、関係機関と連携するとともに、これまで実施してきた巡回パトロールの代替事業として各単位PTAに実施いただく見守り活動を支援します。 ・青少年の非行防止や健全育成の推進のため、青少年育成町民会議と連携し、啓発チラシの作成配布や意見発表大会を開催します。	交通環境政策課 生涯学習課
一人ひとりの男女の人権の確立		I－4－（1） 人権の尊重に関する啓発	★人権学習を進めるにあたり、「人権と福祉のまちづくり」を推進する町の方針に基づき、各地区人権啓発推進協議会を中心に、各地区の実情にあった取り組みを進めます。 ★男性も女性も多様な生き方を認め合い、選択することが可能となるような広報・啓発活動に努めます。 ★人権擁護委員による、ジェンダー平等に関わる啓発活動を進めます。	・学校教育全体を通じ、多様な生き方を認め合うことができるよう人権尊重、男女平等、相互理解についての教育を推進します。 ・人権擁護委員による人権相談や街頭啓発、施設訪問、学校訪問等の啓発活動に取り組みます。 ・企業訪問を実施し、公正採用選考の周知・啓発と企業内人権研修の実施状況調査を行います。 ・日野町人権啓発推進連絡協議会がめざす「人権と福祉のまちづくり」に向けて、人権教育および人権啓発活動を各地域の人権委員と共に進めます。また、これらの活動をさらに推進するため、人権委員の学習の場として「人権委員交流研修会」を開催します。	学校教育課 企画振興課 商工観光課 生涯学習課
		I－4－（2） あらゆる暴力や虐待の根絶	★DVをはじめとした暴力を生み出さない環境の整備と暴力について様々な手段で相談できる体制の整備をします。 ★DV等の人権侵害に関する相談・通報窓口の情報提供、広報に努めます。 ★DVやハラスメント行為、児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待、インターネットでの誹謗中傷や差別等を許さない、人権侵害を容認しない社会的気運の醸成を図るため、啓発活動を積極的に進めていきます。 ★不審者に関する迅速な情報発信により、性犯罪防止に努めます。 ★デートDVなど、交際中の若年層で起こる暴力防止に向けて、中学校・高校等と連携し、正しい知識を広めるため、教育・啓発します。 ★DV、デートDV防止に向け、「生命の安全教育」（文部科学省）を学校において進めます。 ★子どもの健診や相談、在宅介護を行っている家庭への訪問等において、DV被害者を発見した場合は、関係機関に円滑につなげられるよう連携します。 ★DVについて、緊急性に応じて警察・医療機関・県等の関係機関と連携をとり、DV被害者およびその家族の相談や支援をします。とりわけ、DVのある家庭環境下の子ども（18歳未満）に対して、関係機関と連携して心のケアに努めます。	・保健体育、学級活動を通して、互いの人権を守る児童生徒を育む教育を推進します。 ・不審者に関して、迅速で正確な情報の発信を行い、子どもの安全確保に努めます。 ・デートDVなど交際中の若年層で起こる暴力防止に向け、授業で「生命の安全教育」を行います。 ・あらゆる暴力の根絶に向けて、出前講座や広報等による周知、啓発を行います。 ・DV等の人権侵害に関する相談窓口の周知に努めます。 ・高齢者虐待の防止、早期発見につながるよう、虐待に関する普及啓発に取り組みます。 ・問題が発覚した場合は、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、行政と民生委員・児童委員、ケアマネジャー等関係者が連携し、対応にあたります。 ・「高齢者虐待対応マニュアル」をその都度見直しを行い、ケアマネジャーに周知します。 ・障がいのある方の悩み相談については、就労先の企業や作業所、グループホーム等での受け止め体制の強化を図るとともに、内容によっては第三者に相談することが必要となる場合もあるため、働き・暮らし応援センター、相談支援専門員等の相談支援体制強化に取り組みます。 ・作業所や入所施設を利用されている障がいのある方については、定期的に「あんしんネット相談員」の訪問を実施します。相談の中で問題が発覚した場合には、関係機関と連携した上で適切に対応していきます。また、相談員の確保や研修についても関係機関と連携し取り組みを進めます。 ・子どもの健診や相談で、暴力やDVを発見した場合は、子どもやその家庭を取り巻く関係機関が連携し、速やかに一体的な支援に取り組みます。 ・保育・教育現場など子どもを取り巻く関係機関との連携を強化し、必要に応じて細やかな情報共有をします。 ・乳幼児の家庭を中心に、親子が孤立せずに相談機関とつながれることを目的にイベント等を企画し、子育て世帯の支援と虐待の未然防止に努めます。 ・暴力やDVが生じた場合は、子どもやその家庭を取り巻く関係機関が連携し、速やかに一体的な支援に取り組みます。 ・こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉、子育て施策の連携を強化し、子育て世帯が安心して暮らせるよう、ニーズを整理し、子育て施策の充実を目指します。	学校教育課 企画振興課 長寿福祉課 福祉保健課 子ども支援課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
男女がともに参画する地域社会づくり	あらゆる場への女性の参画促進と社会活動への活性化	Ⅱ－１－（１） 政策・方針決定過程への女性の参画促進	★審議会・行政委員会等委員の選任方法の見直しを図り、女性委員のいない委員会などをなくしていくとともに、２０２８年度末においても女性委員の比率が３０％以上を維持するための仕組みづくりに努力します。 ★政策方針決定過程への女性の参画促進するための意識啓発を進めます。	・令和５年４月１日現在、女性委員の比率は３０％を超えていますが、引き続き３０％以上となり、さらに政策方針決定過程への女性の参画が促進するよう意識啓発や各課への働きかけを引き続き行います。	全課 企画振興課
		Ⅱ－１－（２） 各種団体の構成に応じた女性の役員登用の啓発	★地域活動としての自治会・福祉団体・社会教育団体などの各種団体における会長などの代表者に女性がより多く選出されるよう働きかけるとともに、中核となるメンバーにも女性が役員として活動できるよう啓発を進めます。	・地域において女性の参画が進むよう、「広報ひの」やホームページ、出前講座を通じて意識啓発に取り組みます。 ・各種団体において、女性が役員として活動しやすくなるよう、関係各課へ働きかけます。	全課 企画振興課
		Ⅱ－１－（３） あらゆる分野に関する人材情報収集・情報提供	★あらゆる分野に関する幅広い情報を収集し、いつでも活用できるように整備します。	・女性会や子育てサロンの活動をはじめ、女性が中心となって取り組まれている分野の活動から幅広い情報を収集し、情報提供できるよう努めます。 ・あらゆる場の女性の活躍を目指して、県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、情報収集や啓発に努めます。 ・各地区公民館やわたむきホール虹の広報発行を通じて、女性の参画促進と社会活動への活性化を図るため、情報提供をします。	企画振興課 生涯学習課
		Ⅱ－１－（４） 女性リーダーの養成とそのネットワーク化	★誰もが性別を意識することなく活躍でき、リーダーなど指導的地位にある人々の性別に偏りができないよう、女性リーダーの養成を進めていきます。また、相互支援によりそのネットワーク化を図ります。	・地域で活躍する女性リーダーの養成やネットワーク化を図るため、県、近隣市町および県立男女共同参画センター等と連携し、情報収集に努めるとともに、講座や講演会等を周知し参加促進を図ります。	企画振興課
家庭生活における男女の共同参画促進		Ⅱ－２－（１） 男女の固定的性別役割分担意識の是正のための啓発	★男女が共にあらゆる分野における共同参画を進めるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の理解と推進を図り、「男性は仕事中心、女性は家庭中心」といった性別による役割分担の意識を改め、一人ひとりが家族の一員として、支え合いながら家庭を形成していくという意識の教育・啓発を図ります。	・「広報ひの」や「ともがき」などの広報、町ホームページ、出前講座等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を行います。 ・男女共同参画に関する啓発コンクール等の実施により、町民の意識の啓発を図ります。 ・企業訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解が進むように周知・啓発を行います。その他、労働講座や人権学習など様々な機会を通じて周知するよう努めます。 ・「親育ち講座」や「マイナス１歳からの子育てを楽しもう！」を開催し、男女が互いに協力しながら家庭を形成できるよう啓発を図ります。	企画振興課 商工観光課 生涯学習課
		Ⅱ－２－（２） 男女共同参画の視点からの生涯学習・家庭教育の充実	★すべての人が生活的自立をしていけるような子育て教育をはじめ、家庭生活に関する学習機会を提供していきます。 ★家庭教育学習会等の実施にあたり、働く親も参加しやすいよう開催場所や時間、広報の仕方を工夫していきます。特に父親の積極的な参加・促進を図るとともに、子育て・介護などの家庭生活に参画できるよう、働き方の見直しについての啓発を図ります。	・男女共同参画の視点から「マイナス１歳からの子育てを楽しもう！」を開催し、生涯学習・家庭教育の充実を図ります。 ・PTA等が開催する学習会への支援を行います。 ・講座の開催について、託児の充実や、男性が参加しやすい内容となるよう工夫します。	生涯学習課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
	地域社会における男女の共同参画促進	Ⅱ－３－（１） 自治会組織などへの女性の参画	★住みよいまちづくりの実現のためには、男性も女性も、若者や高齢者もみんなで参画し進めていく必要があります。 ★年齢や性別にとらわれることなく自治会活動への参加がしやすくなるよう意識啓発や先進事例等の情報提供に努めるとともに、自治会活動の中心となる自治会組織等への役員の選出方法や仕組みづくりの検討が進められるよう支援します。	・自治会役員などへの女性の参画が進んでいる事例等を情報収集し、「広報ひの」やホームページ、出前講座等を通じてその取り組みを発信します。 ・ホームページや出前講座について、内容や活用方法の見直しを行い、広く住民に意識啓発を行えるよう努めます。	企画振興課
		Ⅱ－３－（２） 地域等における慣行・慣習の見直し	★社会的なしきたりやならわしにより、男女共同参画が進まない原因があると感じている方が多い現状があります。住みよいまちづくりの実現のために、性別による偏りにつながるおそれのある地域等における慣行・慣習について、ジェンダー平等の視点から、見直しが進むよう、意識啓発や先進事例等の情報提供に努めるとともに、地域等において検討が進められるよう支援します。	・地域での慣行や慣習において、性別による偏りについて再認識するとともに、ジェンダー平等の観点から見直しを進めるよう啓発に努めます。 ・男女が年齢や性別にとられず地域社会に参画できるよう、「広報ひの」や出前講座等を通じて、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。	企画振興課
		Ⅱ－３－（３） 女性の活躍支援	★身近な地域社会における女性の参画を促進するため、地域で自主的に活動していく女性グループ等に対する情報提供やアドバイス等の支援、県立男女共同参画センターが実施する出前講座等の活用により、その活動を支援します。 ★さまざまな分野で活躍する女性グループの活動について、相互理解・協力を図りながら、活動する者同士のネットワークづくりを支援します。	・男女共同参画社会の実現に向けて自主的に取り組む団体等に対し、県や県立男女共同参画センターが実施するセミナーや出前講座等の紹介やネットワークづくりなどの支援を行います。 ・女性会や子育てサロンの活動をはじめ、女性が中心となって取り組まれている分野の活動から幅広い情報を収集し、ネットワークづくりなどの支援を行います。	企画振興課
		Ⅱ－３－（４） まちづくり活動での取り組みの推進	★子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等といった対象者ごとに区切るのではなく、地域の中で誰もが集える場、居場所等の活動を通じて男女共同参画を推進します。 ★青少年育成活動や地域防災活動、防犯活動、環境問題に関する活動、交通安全活動などまちづくり活動等における男女共同参画を推進します。 ★災害時において女性が果たす役割は重要であり、防災に関する意思決定や防災の現場に女性の視点を活かすため、自主防災組織に女性の参画を促進し、主体的に活動できる女性リーダーの育成を図ります。 ★自主防災組織の育成、強化のための研修等において、男女共同参画の視点による学習機会を提供します。 ★災害発生時に支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、子育て家庭など、様々な立場の人に対応できるよう避難行動要支援者にかかる対策を防災計画に位置づけ、男女共同参画の視点をもって取り組みます。	・警察、自治会、交通安全団体、各地区自主防犯団体、学校、PTA等と連携を図り、交通事故や犯罪被害のない安心安全なまちづくりの推進に取り組みます。 ・学校や地域、団体と連携し、幅広い世代へ身近なことから取り組める環境学習を推進し、ごみ減量や生物や多様性の保全など環境保全の啓発や理解の促進に努めます。 ・日野町交通安全シルバーキャラバン隊の交通安全啓発の取り組みには、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全協会等の関係団体と連携し、交通安全啓発に取り組みます。 ・交通事故のない安全なまちを目指し、警察や交通安全団体等との連携、学校の通学路点検など関係機関と連携し、交通安全の啓発に努めます。 ・町内の様々な青少年育成活動の推進にあたり、男女がともに参画できるよう様々な機会を通じて充実を図ります。 ・日野町防災士連絡会と連携した自主防災組織を対象とする防災出前講座において、災害時における女性の目線や果たす役割の重要性を伝えることにより、女性の参画を促します。 ・地域防災計画の更新に伴う日野町防災会議の開催にあたり、女性の視点や役割について、より多くの意見を集約し防災計画に反映できるよう、女性委員の登用を進めます。 ・民生委員・児童委員と連携し、毎年、災害時要支援者名簿の更新を行います。災害時には名簿を活用し、地域の関係者とともに対応にあたります。 ・障がいのある方など、災害発生時に何らかの支援を必要とされる方については、災害時要支援者名簿（個別計画）を更新していくことで、区長や民生委員を中心に地域で支えられる取り組みを推進していきます。 ・強度行動障がいのある方や、医療的ケアが必要な方等の対応については、自治会での支援とともに専門機関とも連携し対応にあたります。 ・民生委員・児童委員と連携し、毎年、災害時要支援者名簿の更新を行います。災害時には名簿を活用し、地域の関係者とともに対応にあたります。 ・子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等といった対象者の属性に捉われず、地域からの孤立・孤独とならないための場、居場所を開発、活用し、地域住民の誰もが安心して暮らせるよう取り組みます。	交通環境政策課 生涯学習課 総務課 長寿福祉課 福祉保健課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
		Ⅱ－３－（５） ボランティア活動等での取り組みの推進	★多様な考えや価値観を持った人々と協働できるボランティア活動を推進できるように、地域のニーズを把握し、希望者とマッチングできるように取り組みます。 ★ボランティア団体やNPO・NGOなどの育成・支援を図るとともにそれぞれの活動における男女共同参画を推進します。	・町内のボランティア活動やNPO活動を実施する団体の把握に努めるとともに、「広報ひの」や町ホームページを活用し、情報発信に取り組みます。 ・企業訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解が進むように周知・啓発を行います。その他、労働講座や人権学習など様々な機会を通じて周知するよう努めます。 ・日野町子ども会指導者連絡協議会において、中高生のボランティアを募り、アドベンチャーキャンプ等の子どもを対象にした事業やリーダー研修を通じて、リーダー育成や交流を図ります。 ・障がい児の長期休暇の余暇を支援するサマーホリデー事業や、理解促進啓発事業等において、広くボランティアを募り、参加してもらうことで、ボランティア意識の向上を図るとともにボランティア活動への参加等を通じてボランティア団体の育成を図ります。 ・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの役割でもある地域のボランティアニーズとボランティア活動を希望する者をマッチングできる機能を地域住民が活用することで、地域におけるボランティア活動が活性化するように取り組みます。 ・社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、地域住民に対してボランティアに関する情報提供、助言等を行うことで地域におけるボランティア活動の意識と行動が高められるように取り組みます。また、ボランティア団体やNPO・NGO等の活動が活発化するように支援します。	企画振興課 商工観光課 生涯学習課 福祉保健課
		Ⅱ－３－（６） 地域社会への男女の共同参画促進のための学習機会の充実	★地域社会へ積極的に男女がともに参画できるようにするという観点に立って、ワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図り、従来のライフスタイルを見直すとともに、地域社会を豊かにしていくための学習機会を充実するよう努めます。	・各地区人権啓発推進協議会の字委員の選出については、男女各１名を選出していただけるように働きかけます。また、字委員には、字懇談会の開催、各地区人権啓発推進協議会、日野町人権啓発推進連絡協議会が開催する学習会等に積極的な参加を呼びかけます。	生涯学習課
	国際交流・多文化共生社会の促進	Ⅱ－４－（１） 国際的な視野の醸成	★男女共同参画に関する国際的な情報の収集に努め、多様な文化や慣習の理解促進のため、情報提供に努めます。 また、学習機会の充実を図るとともに、姉妹都市交流も異なった文化や生活を学ぶその一つの機会として推進します。 ★外国語教育を通して、異文化理解を深めていきます。	・外国語科や外国語活動での学習、外国人による講演会等を開催し、国際的な情報の提供や異なった文化・生活を学ぶ機会を提供します。 ・学校給食では、「世界の味」として各国の料理を提供します。子ども達が食べやすいように調理を工夫するとともに、「給食だより」において、その国の料理の歴史的な背景なども併せて紹介し、多様な食文化に触れる機会を提供します。 ・「広報ひの」や、国際親善協会と連携し機関紙「友好の輪」を発行することにより、外国人の文化や慣習の理解促進を図ります。 ・講演会等を開催し、国際的な情報の提供や異なった文化・生活を学ぶ機会を提供します。 ・ブラジルエンブ市や韓国恩山面等の姉妹都市交流を行うことにより、互いの文化や慣習を理解する機会の提供に努めます。 ・語学教室の開催により、国際理解を図ります。	学校教育課 企画振興課
		Ⅱ－４－（２） 多様な文化や慣習をもつ人々との共存ができる社会づくり	★在住外国人との交流を通して相互理解を深め、女性問題解決の推進を念頭に共同による地域社会の創造を図ります。 ★在住外国人に対する母国語での生活情報の提供や日本語講座などを、ボランティアやNGOとの協働などにより進めるとともに、学校や文化施設等での諸活動において相互に助け合えるよう支援します。	・町内在住外国人等を含む多様な国籍を持つ人々と地域住民が参画・交流できる場を提供し、相互理解を促進します。 ・ホームページ等の外国人に向けた情報提供は、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」で情報を提供します。 ・自治会活動について「やさしい日本語」で作成した例文集をホームページ等に掲載し周知することで、町内在住外国人と地域住民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。	企画振興課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
男女がともに働きやすい条件づくり	雇用の分野における男女の機会均等の推進と就労条件の向上	Ⅲ－１－（１） 女性の労働に関する調査・研究	★働く女性の就労条件の向上や就労環境の整備・改善を図るため、女性の就労形態、管理職や役員への女性登用の状況、再就職・再就業の状況等実態把握に努めます。	・町内企業、事業所に実施している労働実態調査の回答結果から、男女機会均等や就労条件の現状を把握するとともに、集計結果のホームページへの公開や企業と事業所へのフィードバックにより啓発を進めます。	商工観光課
		Ⅲ－１－（２） 雇用の分野における男女の機会均等・待遇の確保に関する啓発	★雇用の分野における募集・採用から定年・退職に至るまで、男女が均等に処遇されるよう、あらゆる機会をとらえ、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の関係法令の周知・啓発を行います。	・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、男女の雇用機会について情報収集するとともに、企業訪問等の機会に周知、啓発を行います。 ・企業訪問を実施し、公正採用選考の周知・啓発と企業内人権研修の実施状況調査を行います。	企画振興課 商工観光課
	多様な働き方に対応できる条件整備	Ⅲ－２－（１） パートタイム労働等における就労条件の向上	★パートタイム労働法及び指針の啓発に努めます。 ★パートタイム労働者の労働条件は多様であることから、法律に沿った雇用管理となるよう啓発に努めます。	・パート労働者への適切な労働管理と就労条件の向上が図られるよう商工会等へ呼びかけます。また、町内企業と事業所に実施している労働実態調査の回答結果から、パートタイム労働等における就労条件の現状を把握するとともに、集計結果のホームページへの公開や企業と事業所へのフィードバックにより啓発を進めます。	商工観光課
		Ⅲ－２－（２） 新しい働き方のための情報提供	★公共職業安定所等と連携しながら、就職の困難な就業意欲のある人に対して、情報提供や就職相談・職業紹介等を支援します。 ★職業能力の開発と技術・資格取得についての情報提供に努めます。 ★ライフスタイルや労働の価値観が変化する中で、起業を希望する場合にあたっての知識、情報等の公開・支援に努めます。	・役場１階ロビーにて公共職業安定所発行の求人情報誌の閲覧と職業訓練や資格取得についての情報提供を行います。 ・女性活躍支援施設「ぼけっと」を活用し、公共職業安定所と連携しながら求人情報の提供や相談会、セミナー開催など女性の就労支援事業を実施します。 ・起業の希望者からの相談を随時受けるとともに、創業支援事業補助金の活用による創業者支援に取り組めます。	商工観光課
男女がともに職業生活と家庭・地域生活が両立できる社会づくり		Ⅲ－３－（１） 育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発	★男女がともに育児や介護のために一定期間休むことができる育児・介護休業制度について、周知徹底を図るとともに制度の普及に努めます。 また、育児・介護のために退職した人が、再就職を希望する場合には、公共職業安定所や滋賀マザージョブステーション等の関係機関と連携し、就労情報や各種制度の情報提供に努めます。	・企業訪問や町主催の労働講座や人権研修会等の機会を活用し、制度の普及啓発を行います。また、男女共同参画センター等からの情報収集にも努めます。 ・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、育児や介護休業制度について情報収集するとともに、企業訪問等の機会に周知、啓発できるよう努めます。 ・庁内関係各課が連携し、女性活躍支援施設「ぼけっと」を活用したセミナーや交流会の機会に、周知、啓発を行います。 ・企業訪問や町主催の労働講座や人権研修会等の機会を活用し、育児・介護休業制度・再就職支援事業の普及啓発を行います。	企画振興課 商工観光課
		Ⅲ－３－（２） 育児・看護・介護にかかる支援の充実と支援	★多様化するニーズにすばやく対応できるよう、情報収集に努めるとともに、利用しやすい保育サービスについて充実を図ります。 ★保育職員の研修の充実や保育環境体制の整備を図ります。 ★子育て支援対策の充実を図ります。 ★学童保育施設の整備や充実に努めます。 ★介護サービス等の充実や介護環境の整備を図ります。	・ケアマネジャーやサービス事業者との情報共有・検討の場を設け、介護サービスのさらなる質の向上を図ります。 ・介護に取り組む家族等に対する、相談・支援の充実を図ります。 ・介護離職を防ぐため、ケアマネジャー等への各制度の周知や研修の機会を提供します。 ・就業者や事業者に対し、仕事と介護の両立支援に関する国、県等の支援策に関する情報を提供します。 ・子育て環境の充実を図るため、親子で参加できる機会の提供や、子育ての相談支援の充実を図ります。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、保育士と学童指導員の研修を促進し、職員の資質向上に努めると共に、日野町幼児教育・保育の在り方検討懇話会の提言により、子育て環境の将来像を見出し、していくための取り組みをします。	保育所 長寿福祉課 子ども支援課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
		Ⅲ－３－（３） 労働時間短縮・弾力化の促進	★ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発により職業生活と家庭生活との両立を図り、また、地域社会にも参加し、生きがいのある生活をおくるため、労働時間の短縮・弾力化に向けての啓発活動に努めます。 ★ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の事例等の情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスが推進できる仕組みづくりを検討します。	・「広報ひの」やホームページ、出前講座等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。 ・県立男女共同参画センター、ハローワーク等と連携し、企業へのワーク・ライフ・バランスへの取り組みについて働きかけを行い、推進できる仕組みづくりを検討します。 ・庁内関係各課が連携し、女性活躍支援施設「ぼけっと」を活用したセミナーや交流の機会に、周知、啓発を行います。 ・企業訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解が進むように周知・啓発を行います。その他、労働講座や人権学習など様々な機会を通じて周知するよう努めます。	企画振興課 商工観光課
	農林漁業や商工自営業等での働きやすい環境づくり	Ⅲ－４－（１） 経営や方針決定過程への女性の参画拡大	★女性の能力が適正な評価をえられるよう啓発に努めます。 ★商工関係の役員や農業委員、農地利用最適化推進委員等への女性の登用を促す啓発に努めます。	・企業訪問を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解が進むように周知・啓発を行います。その他、労働講座や人権学習など様々な機会を通じて周知するよう努めます。 ・各地域の農業組合や、関連団体と連携し、農業委員や農地利用最適化推進委員、ならびに土地改良区理事等において、スムーズな女性の登用に繋がるよう啓発を行います。 ・東近江地域2市2町で構成される東近江地域農業委員会連絡協議会の女性委員交流研修会により、女性委員の活動促進や地域女性農業者の登用に繋がるよう活動を続けます。	商工観光課 農 林 課
		Ⅲ－４－（２） 女性の経済的・社会的地位の向上	★家庭や地域のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、啓発活動に努めます。 ★認定農業者の「共同申請」の周知に取り組むとともに、家族農業経営の役割分担や働きに応じた収益の配分、資産の形成等女性の経済的な地位の向上や作業時間・休日等就業条件を明確にした「家族経営協定」の理解と推進に努めます。 ★農村女性グループによる農産物加工等の活動を支援するために、情報提供等を実施し、グループの活動の活性化を図ります。 ★女性の労働負担の軽減を目指した就業環境の改善、生活課題や地域課題に対する取り組みの推進を図ります。 ★国民年金の付加年金、農業者年金、国民年金基金制度などの周知を図ります。	・年金制度の周知、啓発を図るとともに、年金事務所等と連携し専門的な相談に対応できるよう引き続き努めます。 ・農林業や商工自営業者に携わる女性が自身の能力を発揮し、経営や方針決定に参画できるよう、商工会を通じて啓発に努めます。 ・農村女性活動グループ取り組みやイベントへの出展について活動の維持と活性化に繋がるよう支援を継続します。 ・移住者による農業への新規参入や、農業経営改善計画の認定・更新申請時に、家族経営協定の利点を説明し、話し合いや協定の締結に繋がるよう、啓発に努めます。また、意欲ある女性の能力向上に繋がるよう窓口相談や、交流会開催等の情報提供を図ります。 ・農業者年金制度について、農業委員会に加入推進部長を設け、事務局と共同して啓発と加入推進に努めます。農業委員会だより掲載による制度の周知に進めます。	住 民 課 商工観光課 農 林 課
		Ⅲ－４－（３） 女性グループ等の支援	★女性の活動促進のためのネットワークづくりを支援します。 ★女性グループに対し、安定的な活動が行えるような情報提供等の支援を図ります。	・女性グループが安定した経営を行えるよう、商工会と連携した支援に努めます。 ・日野町農村女性グループに対し、事例提供を行い、関係団体との情報共有を促し活動促進を支援します。	商工観光課 農 林 課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
男女がともに安心して暮らせる健康と福祉の社会づくり	男女の健康保持・増進	Ⅳ－１－（１） 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する概念の普及・浸透	★性と生殖に関する健康と権利の概念の普及・浸透を図る広報・啓発に努めます。 ★自分の命と体、心を大切にできるよう性に関する教育を進めます。	・性と生殖に関する健康と権利についての視点を持ち、学校での保健教育を進めます。 ・妊婦とその家族を対象に実施している「子育て体験教室」を通じて、女性の心身の変化や互いの理解の大切さについて夫婦で考えてもらえるよう啓発します。 ・思春期の男女を対象にしたプレコンセプションケアの啓発について、検討していきます。	学校教育課 福祉保健課
		Ⅳ－１－（２） 生涯を通じた男女の健康づくり支援	★生涯を通じた男女の健康支援や健康課題への認識を高める気運の醸成を図るため、広報・啓発に努めます。 ★男女がその健康状態に応じて、正しい自己管理を行うことができるようにするための健康教育・健康相談・指導の充実を図ります。 ★妊娠・出産期における女性の健康支援、一貫した母子保健サービスを充実します。 ★若年期・成人期・高齢期の健康づくりの支援を行います。 ★女性特有の子宮がん・乳がん・骨粗鬆症等の予防のため、正しい知識について普及啓発を図ります。	・子どもから大人まで幅広くスポーツ活動への参加を啓発し、「みんなのスポーツ広場」等の開催により、スポーツを通じた健康づくりを進めます。 ・各地区公民館では、「おたっしゃ教室」や「認知症予防教室」、「健康麻雀」など、高齢者を対象にした事業を実施するとともに、「ふれあいの日（鎌掛公民館）」と題した世代間交流等を実施し、生涯を通じた健康づくりを促進します。 ・各ライフステージに応じて健康の保持・増進が図れるよう、広報や個別の保健指導を通じて、健康意識を高める啓発を行います。 ・妊娠期から出産、乳幼児期において、母子の生活背景に応じた、切れ目のない支援に取り組みます。 ・生活習慣病を予防し自分らしい生活を送るために、自分の体の健康状態をふり返る機会となる健康診査を実施し、多くの方に受診してもらえるよう受診勧奨を行います。結果説明会、栄養相談の場での保健指導、日々の相談など、継続的に健康づくりを応援します。 ・がんを早期発見し、早期治療につながるよう、がん検診を実施し普及活動を行います。がん検診の受診勧奨、必要な方への精密検査受診勧奨を行います。	生涯学習課 福祉保健課
		Ⅳ－１－（３） 女性の母性保護に関する支援	★安心して子どもを産み、健康で働き続けることができる環境整備を図ります。	・働く妊婦が、母体や胎児の健康保持などについて受けた指導を、職場に的確に伝達できるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促します。	福祉保健課
高齢者等が安心して暮らせる条件整備と支援体制	高齢者等が安心して暮らせる条件整備と支援体制	Ⅳ－２－（１） 高齢期における社会参画の促進・介護予防の充実	★高齢者等が社会や地域との関わり、役割を持ち、いきいきと暮らし続けていくため、さまざまな活動への参加を促進するとともに、転倒予防、認知症予防をはじめとした介護予防の取り組みを推進します。 ★高齢者等の持つ経験、技術、知識等を活かした取り組みを進めるとともに、シルバー人材センターの運営を支援します。	・高齢者が持つ経験、技術、知識等を活かし、労働による生きがいや充実感を得られるよう、シルバー人材センターの運営の支援に努めます。 ・地域の介護予防教室として、「おたっしゃ教室」等の普及を促進し、地区公民館等を中心に、ウォーキングや男性のための運動教室など、各種運動教室や健康講座を推進します。また、活動を支援する運動指導サポーターや脳いきいきゲームリーダーなどの地域リーダーの育成と地域への普及を行います。 ・自治会活動、公民館活動や事業などにおいて、高齢者の持つ経験、技術、知識等を活かした世代間交流を促進します。 ・高齢者がいきいきと安心して暮らし、教養が深まるよう、老人クラブが主催する日野町シルバー大学を支援します。 ・高齢になっても、いつまでも役割を持つことができる集いの場、交流の場を持てるよう支援します。 ・地域の介護予防教室として、「おたっしゃ教室」や「脳いきいきゲーム」の普及を促進し、地区公民館等を中心に、ウォーキングや男性のための運動教室など、各種運動教室や健康講座を推進します。また、活動を支援する運動指導サポーターや脳いきいきゲームリーダーなどの地域リーダーの育成と地域への普及を行います。 ・住民が自主的に運営する「高齢者交流サロン」の取り組みを促進します。	商工観光課 生涯学習課 長寿福祉課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基本目標	基本課題	施策の方向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
		Ⅳ－２－（２） 高齢期の生活支援の推進	★高齢者等の暮らしのニーズに対応するため、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進支援します。 ★認知症に関する啓発を進めるとともに、当事者や家族への支援を行います。	・移動支援事業等の住民主体の支えあい活動を推進します。 ・生活支援コーディネーターが調整役となり、地域の支えあい活動と担い手を発掘し、活動への伴走支援を行います。 ・認知症の人とその家族を支援する認知症サポーターを養成します。 ・認知症の当事者や家族が気軽に参加し、相談できる場所として、認知症カフェを開催します。 ・認知症キャラバンメイトの養成と、活動を支援します。 ・認知症の理解を深めるため、出前講座や講演会を、地域や学校、職場等で実施します。	長寿福祉課
		Ⅳ－２－（３） 介護・医療等の多職種連携の推進	★多職種の連携により、高齢者の個別支援を充実するとともに、地域課題の発見と共有、課題の解決に取り組みます。	・医師、歯科医師、薬剤師、リハビリテーション専門職、ケアマネジャー等の多職種が参加する地域ケア個別会議を開催し、個別ケースの検討、地域課題の把握などの情報共有と意見交換を行い、個別支援の充実と地域課題の発見、共有に取り組みます。地域課題については、「日野町地域医療・介護・福祉検討推進会議」（地域ケア推進会議）を中心に話し合いを進めます。 ・町内の医療、介護、行政、福祉の専門職で構成する、医療・介護のネットワーク「わたむきねっ」とを通じ、地域で活動する専門職の連携強化を推進します。 ・利用者が安心して入退院できるよう、医療機関とケアマネジャー等の在宅支援者の話し合いを進めます。	長寿福祉課
		Ⅳ－２－（４） 介護保険サービスの充実	★介護ニーズに対応できるようサービスの充実を図るとともに、介護サービス事業者と連携し、サービスの質の向上に取り組みます。	・ケアマネジャーやサービス事業者との情報共有・検討の場を設け、介護サービスのさらなる質の向上とサービス量の充実を図ります。	長寿福祉課
		Ⅳ－２－（５） 虐待防止・権利擁護対策の推進	★虐待の未然防止・早期発見につながるよう専門職や民生委員等に対する啓発を行うとともに互いに連携し、対応を行います。 ★成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知と利用支援を行います。	・高齢者虐待の未然防止、早期発見につながるように、虐待に関する普及啓発に取り組むとともに、問題が発覚した場合は、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、行政と地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等関係者が連携し、対応にあたります。 ・成年後見制度や町社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用支援を図ります。	長寿福祉課
障がいのある人たちが安心して暮らせる環境の整備		Ⅳ－３－（１） 住民参加によるノーマライゼーションの実現	★ノーマライゼーションの理念に基づき、社会活動への参画を図るなど障がいのある人が生まれ育った地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。	・重い障がいがあっても、生まれ育った地域で暮らし続けられるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、地域の方への理解促進に取り組みます。	福祉保健課
		Ⅳ－３－（２） 自主性の確立と平等な社会づくり	★障がい、年齢、性別等の属性に関係なく、地域で暮らす一人ひとりの想いや意見を施策等に反映できるように努めます。	・各種計画策定時においては、当事者や保護者にも委員として参画いただくことや、アンケート調査を実施すること等により、意見を反映していきます。	福祉保健課
		Ⅳ－３－（３） 地域活動と生活支援施策の充実	★障がい福祉サービスの充実と障がいのある人の自立支援事業等の拡充を図ります。 ★障がいのある人が生まれ育った地域で安心して暮らし続けられるように障がい福祉制度・サービス、相談支援等の充実を図ります。 ★福祉医療費助成制度により、医療費助成を行います。	・福祉医療費助成制度により、医療費助成を行います。 ・障がいの有無にかかわらず、地域の中で活躍できる風土の醸成を図ります。 ・障がいのある方が安心して暮らせるように福祉サービスの充実や相談窓口の充実を図ります。	住 民 課 福祉保健課
	ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	Ⅳ－４－（１） ひとり親家庭の自立の支援	★ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。 ★ひとり親家庭を支援する各種制度や施策の普及・啓発に努めます。	・相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携強化を行います。 ・各種制度や施策については、ひとり親家庭福祉推進委員等の地域のボランティアのみなさまと連携し、普及、啓発を図ります。 ・ひとり親家庭を含む低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給し、実情を踏まえた生活支援を行います。	子ども支援課

令和6年度日野町男女共同参画実施計画

基 本 目 標	基 本 課 題	施 策 の 方 向	具体的施策	施策を進めるための取り組み	所管課
総合推進体制の整備・充実	計画推進の整備・充実	町民参加による男女共同参画の推進体制	★男女共同参画社会の実現に向けて、地域や企業、各種団体等において様々な取り組みが行われるよう啓発し、気運の醸成を図ります。 ★地域ぐるみの取り組みによる意識啓発や慣習・慣行の見直し等、主体的な男女共同参画の形成に向けた取り組みの体制づくりの促進を図ります。 ★行政相談員・人権擁護委員等と緊密な連携を図ります。 ★男女共同参画懇話会において、「男女共同参画社会の実現」に向けて広く意見を聴取するとともに、施策への反映・推進を図ります。	・出前講座や企業訪問において、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが行われるよう周知、啓発を行い機運の醸成を図ります。 ・男女共同参画社会の実現に向けて自主的に取り組む団体に対し支援を行います。 ・男女共同参画社会の実現に向けて人権啓発活動を通じて、人権擁護委員等と連携を図ります。	企画振興課
		総合的な庁内推進体制の整備	★広範多岐にわたる男女共同参画施策を関係各課が連携し、総合的・計画的に施策を展開できるよう、日野町男女共同参画推進本部を設置し、推進体制の強化を図ります。 ★計画の積極的な推進と定期的なフォローアップによる問題点の常時把握に努めます。 ★職員研修を通して、全庁的に男女共同参画に関する共通理解・共通目標を常に持ち緊密な連携を図ります。 ★性別に関わらず、育児休業を取得しやすい風土の醸成を目指します。	・日野町男女共同参画推進本部を設置し、本部会議および幹事会議を通じて各年度の方向性と取組状況を確認し、関係各課で連携し、男女共同参画社会の推進強化を図ります。 ・計画を積極的に推進するため、本部会議や幹事会議において推進状況を確認するとともに、課題を共有し、今後の取り組みにつながるよう努めます。 ・昨年度発足した働き方・業務改革推進本部でのワーキングチームにおいて、引き続き、性別に関係なくやりがいをもって働き続けられる職場づくりを目指します。また、取り組みを通じ、すべての職員に男女共同参画の意識醸成を図ります。 ・妊娠・出産に関わる制度や休暇取得方法を記した子育てハンドブックの更新を実施するとともに、育児を担う職員への制度周知を進め、休業制度等の取得推進に取り組みます。	企画振興課 総 務 課
		計画の進行管理機能の強化	★男女共同参画に関する関係各課の取り組み状況について、定期的に進捗状況を確認し、結果の公表に努めます。 ★全庁的な視点の普及定着化を進めます。	・毎年度実施計画を策定し、関係各課の取り組み状況について、本部会議や幹事会議により推進状況を確認するとともに、検証・分析を行い、その結果について広く住民に公表します。 ・毎年度実施計画を策定することにより、各種施策において男女共同参画の視点を盛り込むよう企画調整・総合調整を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた全庁的な視点の普及・定着化を進めます。	企画振興課
		県・他市町村間の連携強化	★定期的な情報交換等の機会を充実し、県・他市町村間の連携強化を図るとともに他市町村の先進的事例や研修会等への参加により情報収集に努めます。	・市町男女共同参画担当者会議や職員研修への参加を通じて、県や他市町との情報交換、情報収集するとともに、連携強化を図ります。	企画振興課